

平成 2 9 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第3日）

6月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 0時09分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
6. 五十嵐 美 知 議員
7. 竹 村 恵 一 議員
日程第 4 議案第210号 赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての委員長報告
日程第 5 議案第211号 赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正についての委員長報告
日程第 6 議案第212号 赤平市財政調整基金条例等の一部改正についての委員長報告
日程第 7 議案第213号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
日程第 8 議案第214号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
日程第 9 議案第219号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての委員長報告
日程第10 議案第220号 平成29年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
日程第11 議案第222号 平成29年度赤

平市霊園特別会計補正予算の委員長報告

- 日程第12 意見書案第45号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第13 意見書案第46号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第14 意見書案第47号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
日程第15 意見書案第48号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書
日程第16 意見書案第49号 組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書
日程第17 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
日程第18 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
6. 五十嵐 美 知 議員
7. 竹 村 恵 一 議員
日程第 4 議案第210号 赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての委員長報告
日程第 5 議案第211号 赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例

- の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 2 1 2 号 赤平市財政調整基金条例等の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 2 1 3 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第 2 1 4 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 2 1 9 号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての委員長報告
- 日程第 10 議案第 2 2 0 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
- 日程第 11 議案第 2 2 2 号 平成 2 9 年度赤平市霊園特別会計補正予算の委員長報告
- 日程第 12 意見書案第 4 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 13 意見書案第 4 6 号 平成 2 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 14 意見書案第 4 7 号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
- 日程第 15 意見書案第 4 8 号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書
- 日程第 16 意見書案第 4 9 号 組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書
- 日程第 17 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 18 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
6	2	五十嵐美知	1. 赤平市思いやりあふれる手話言語条例の推進について 2. 高齢化社会への対応について 3. 受動喫煙防止対策について 4. 就学援助について
7	4	竹村 恵一	1. 健康増進計画について 2. 高齢者福祉支援について 3. 地域性を活かした雪対策について 4. 教育行政について

○出席議員 9名

- 1 番 木 村 恵 君
2 番 五十嵐 美 知 君
3 番 植 村 真 美 君
4 番 竹 村 恵 一 君
5 番 若 山 武 信 君
6 番 向 井 義 擴 君
7 番 伊 藤 新 一 君
9 番 御 家 瀬 遵 君
10 番 北 市 勲 君

○欠席議員 1名

- 8 番 獅 畑 輝 明 君

○説 明 員

- 市 長 菊 島 好 孝 君
教育委員会教育長 多 田 豊 君
監 査 委 員 早 坂 忠 一 君

選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	田村元一君
副市長	伊藤嘉悦君
総務課長	熊谷敦君
企画課長	畠山涉君
財政課長	尾堂裕之君
税務課長	田村裕明君
市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	井波雅彦君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	林伸樹君
農政課長	野呂道洋君
建設課長	高橋雅明君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	蒲原英二君
あかびら市立病院 事務長	永川郁郎君
教育学校教育 委員会課長	大橋一君
”社会教育 課長	伊藤寿雄君
監査事務局長	中西智彦君
選挙管理委員会 事務局長	熊谷敦君
農業委員会 事務局長	野呂道洋君

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山滋之君
”総務議事 係長	安原敬二君
”総務 議事係	野呂律子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番向井議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、委員長から送付を受けた事件は、8件であります。

議員から送付を受けた事件は、5件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、赤平市思いやりあふれる手話言語条例の推進について、2、高齢化社会への対応について、3、受動喫煙防止対策について、4、就学援助について、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 皆さん、おはようございます。私、手話少しだけ覚えましたので、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

大綱1、赤平市思いやりあふれる手話言語条例の推進について伺います。手話はここで終わりますの

で、よろしくお願いいたします。さきの3月議会におきまして、議会提案により制定されました条例がありますが、日本の言語に公用語の日本語と少数言語のアイヌ語と、そして手話がございまして。平成23年8月に障害者基本法の改正に伴い、日本の言語に手話を含むことが明記されましたことから、このたび赤平市思いやりあふれる手話言語条例を制定することができました。この条例制定を機会に、当市におきましても耳の聞こえる人、聞こえない人含め、赤平市民の皆さんに手話を言語と認識していただくことで人と人が支え合う意識が強まり、安心して暮らせる地域社会に寄与するものと確信いたします。

そこで、①の各施策の計画と推進についてであります。議会提案の条例でありましても赤平市の条例として今後は行政の皆さんによって推進していただかなければならないわけでございます。これまでも社会福祉課におきまして手話の入門講座、あるいは現在行われている基礎講座などにも取り組んでいただいておりますが、今後の各施策の計画と推進について、1つには職員研修や情操教育、そして商店などには挨拶程度は理解していただきたいと思っております。さらに、手話という言語を知っていただくために出前講座に取り入れていただくなどが考えられるのではないのでしょうか。議会においても条例制定に向けて小委員会の中で昨年12月19日に手話が言語として広く市民に理解していただくために関係する課長さんと意見交換をさせていただきましたので、ぜひそこを合議体の一つとして参考にさせていただき、お考えを伺いたいと思います。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(井波雅彦君) 赤平市思いやりあふれる手話言語条例の各施策の計画と推進についてお答えいたします。

ことし3月の議会において空知管内では初となる手話を言語と位置づけた手話言語条例が可決され、4月1日から施行されたところでございます。この条例の第1条には、市民に手話の理解を広げ、手話を必要とする市民が安心して生活できる環境を整え

ることを目的とすると定められており、これに沿って各種事業を推進してまいりたいと考えております。これまでも中学校の総合的な学習の時間を利用し、手話講習会を開催したり、市役所ロビーに手話のビデオを放映したりして、市民の方に少しでも手話への理解が広がるように努めてまいりました。条例が施行されたのを機に新しい取り組みを始めたいと考えており、近々広報あかびらに手話コーナーを設けたり、一定の人数がまとまればこちらから出かけて行って手話講習を行う出前講座を計画したりして、手話のPR活動を実施していく予定でございます。今後は、施策の推進について規定されている市だけではなく、条例の制定に携わった赤平手話の会や赤平市身体障害者福祉協会の皆様を初め、市民、市議会のご協力を得ながら取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解方よろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 今のお答えで前向きなご答弁があったというふうに受けとめました。

そこで、条例の第5条に施策の推進としてあるのですけれども、第5条は、市は、次に掲げる施策を推進するものとする。（1）、手話の普及啓発に関する施策、（2）、手話による情報取得及び手話が使いやすい環境づくりに関する施策、（3）、手話による意思疎通支援の拡充に関する施策、（4）、手話通訳者の確保及び養成のための施策。この手話通訳者の確保は現在も赤平市にはおりますけれども、例えばこの方がどこかの時点で退職されたにしても、この条例の中の第6条は財政措置でありますので、しっかりとこの手話通訳者の確保に努めていただきたいと思っております。また、（5）に前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策をというふうに載っておりますので、ぜひこれに沿って前向きに取り組んでいただきたいと思っております。特にこれから始まるわけですけれども、条例制定に携わった各団体含め、行政の関係する各

課の皆さんとともに誰人も住みよい赤平市を構築するために、ひとつ汗を流していくことに努めていただきたいというふうをお願いしておきます。

大綱2、高齢化社会への対応について伺います。当市の直近の人口は1万601人、65歳以上は4,815人と高齢化率は45%を超えております。高齢社会の抱える課題は多々ある中でありますが、その中で高齢者の方々からいただいた声に対し、今回以下の点に絞って伺います。①、合葬式施設整備について、昨年同様の質問もありましたが、今回市民の方からのご意見もあり、取り上げさせていただきましたので、簡潔に伺います。近年の少子高齢化や核家族化などを背景にお墓の継承が難しいといった市民の声がございます。合葬式施設は、納骨袋に入れて埋葬する関係上、一度納骨すると返還できなく、無宗教の施設とするため、供養などの宗教的儀式ではできないようではありますが、管理料がかからず経済的負担が軽くなる面もあり、市民の選択肢の一つになるのではないかと思います。近年は、道内の自治体で整備する事例が増加傾向にあり、当市でも望む声がありますので、いかがお考えになるでしょうか伺いたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 合葬式の墓地の整備につきましてお答え申し上げます。

市で造成した墓地以外では、市内や近隣の寺院などで建立されております納骨堂等に納骨される方が多い状況でございます。現在のところ合葬式の墓地を整備する計画はございませんが、しかしながらお話しのとおり少子高齢化、核家族化、過疎化の進行や世帯の経済的な事情等もありまして、合葬式の施設を整備することの必要性や、住民ニーズも一定程度あるものと受けとめてございます。こうした状況から、道内におきましても近年合葬式の墓地の整備を行った市、あるいは整備について検討を行う市もふえてきております。本市といたしましても、昨年共同墓地に係る当市の状況につきまして答弁させていただいておりますが、さまざまな事情でお墓を

建てられない、あるいはお墓を建てても管理ができないといった方がふえてくるものと予想しており、このため合葬式の墓地の整備につきましては検討が必要なことと認識しているところでございます。合葬式の墓地の整備に当たりましては、墓地の整備内容や維持管理方法、ご遺骨の埋蔵方法、使用料の設定など課題も多いと考えられますので、既に合葬式の墓地を整備されている他市の具体的な取り組みや現状と課題などにつきまして、先進地の調査の実施も含めまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 まず、先進地調査の実施も含め検討するということですので、よろしくお願いいたします。例えばこの費用ですけれども、埋葬するお骨1体で、例えば1体5,000円いただくとしたら、1,000体納骨できる施設であれば500万円入るわけですよ。ですから、そういう意味で考えれば赤平市のまちに合った規模の施設整備は可能だと私は思いますので、ぜひ積極的に施設整備に当たって取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、②、高齢者の交通確保について伺います。これまで議会質問で取り上げられてきました課題がありますが、高齢ドライバーによる事故が後を絶たない状況は報道等で明らかであります。その中で高齢ドライバーの安全を社会全体でどう支えるかという視点に関心が集まっております。運転免許の自主返納や3月から施行された認知症と診断された人に対する免許取り消しなど、高齢ドライバーだけに特別な制限や負担をかける方法にはどうしても限界があると思います。生活の必要に迫られて自動車を手放せない人が多いし、免許更新時に行われる認知機能検査で認知症の人が全てわかるわけでもないはずであります。75歳以上の直近人口は2,636人で、当市の免許保有数は赤歌警察署調べで平成28年12月時

点では男性558人、女性137人の合計695人であり、約4人に1人が免許保有であります。市民の中には、免許を返納したいが、住んでいる地域によっては交通の確保が厳しい環境にある方もおり、自動車がないと現状は生活に不安や支障を感じながら、いつまで安全な運転ができるかと心配しながらの日々を送っている方もおります。今後は、当市の高齢者の移動に配慮した交通確保に取り組まなければならないのではないかと思います、いかがでしょうかお考えを伺います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山涉君） 高齢者の交通確保についてお答えさせていただきます。

本市におきます65歳以上の高齢者割合は45%を超えておりまして、今後は自動車を運転できない高齢者も増加してくるというふうに予想されますので、高齢者の移動手段の確保については高齢化社会に対応する大きな問題になると予想されております。当市におきましては、市内の地域を結ぶ民間バスや鉄道が確保されている中、民間事業者によります買い物バスも運行されておりますし、ある一定程度の交通手段の確保という意味では充足されているものと認識してございます。しかしながら、市内には国道、道道に設置されておりますバス停留所や駅まで歩いて来られない高齢者の方がいらっしゃることも事実でございますので、今後は高齢化社会に対応した交通体系のあり方について関連交通事業者等と協議しながら検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 この件については、昨日の同僚議員の質問の内容とさほど変わらない感じで聞かせていただきました。当市の現状は、幹線道路に住んでいる方々ばかりではないです。やっぱり地域によっては買い物バス来ていない、民間バスも走らない、JRの駅も遠いなどのところであって行けない、そういうところに住んでいる方々も多くいらっしゃるわけです。さらに今後は

団塊の世代が一気に後期高齢者になっていきますので、車の運転に不安を感じたときに免許の返納ができるような環境整備にしっかり取り組んでいただきたいと、まずは申し上げておきたいと思います。例えば昨日の同僚議員の中には、乗合タクシーなんかもありました。これも私、一考すべきだと思います。これには、例えばタクシーにいっぱい乗って4人乗れます、お客さん。ワンコイン、500円いただいたとしたらタクシー会社は2,000円入ります。距離によってはそれ以上かかる距離もあるでしょう。しかしながら、そこまでいかない場合もあります。そういった意味では、協議の場をしっかりと設けて、こういったいつでも、どんな状況にあっても免許が返納できるような環境、私はこの内容で今回質問させていただきましたけれども、免許返納に関するお答えが一文も入っていなかったことは、とても極めて残念であります。そういう意味で、質問の趣旨をよく理解した上で答弁のほうもまたよろしくお願いたします。

大綱3、受動喫煙防止対策について伺います。赤平市は、喫煙率が高いとされておりますが、喫煙に伴う病気も多く発生しており、特に虚血性心疾患は若い年代から患者数が多くなっているようであります。また、禁煙と因果関係の深いがんであります肺がん、膵臓がん、咽頭喉頭がんも多いようであります。当市は、平均寿命がワースト10に入っている短さで、若年者の虚血性心疾患やがんによる死亡が多いのが原因とされ、まち、人を元気にするには、1つにはたばこ対策にほかならないのではないのでしょうか。受動喫煙防止対策を中心としたたばこ対策は、自治体が率先して行うべきであり、その取り組みが市全体の健康度を上げることにつながるからであります。北海道では、道議会において議会提案の受動喫煙防止条例制定に取り組んでいる状況にもあり、こうした動きは健康と病気に向き合う時代背景という社会全体の流れが後押しをしていると感じます。

このような観点から、まずは市庁舎と関連施設に

おいて、①の公共施設における禁煙、分煙対策の取り組みについて伺います。さきの5月31日は世界禁煙デーであり、その1週間、6月6日まで禁煙週間として当市におきましても市庁舎と関連施設において禁煙週間の周知として、それぞれの施設において出入り口にお知らせとお願いの文書が張り出され、灰皿の撤去もされておりました。こうした取り組みは、当市において初めての取り組みであり、市民の皆さんに対しても喫煙のあり方を考えていただける機会の提供になるとの観点から評価をさせていただきます。たばこを吸う人も吸わない人も心地よい環境の整備を、今後におきましても受動喫煙防止対策として灰皿のない喫煙ブースを設けることによって分煙を徹底して取り組んでいくべき時代であるとの認識においてお考えを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 公共施設禁煙、分煙対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

喫煙は、本人の健康を害するおそれのほか、周りにいる非喫煙者の健康にも害を与えることもあり、受動喫煙による健康被害は明白なものとして、世界的に分煙ではなく全面禁煙化が進んでいると認識しております。庁舎等公共施設の取り組みとしましては、現在分煙化を行っておりますが、敷地内完全禁煙についてはこれまで世界禁煙デー当日に実施しており、ことしは国からの趣旨を踏まえ禁煙週間の期間中実施をしたところであり、今後の取り組みとしましては、現在国及び道におきましては喫煙対策並びに受動喫煙防止対策に関し、法令の整備を図るための議論が行われておりますので、それらの動向を参考に本市として庁舎等公共施設の禁煙、分煙対策としてどのような方法が可能なのか、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいま国や道の喫煙対策と受動喫煙防止対策の議論の動向を参考とお答えされましたけれども、受動喫煙防止対策

についてはその分煙に取り組んでいる自治体も既にございます。当市としても、今後どのような方法が可能なのか前向きに検討していくということでありますので、時間をかけずによくお願いしたいなと思います。

また、社会教育施設のお考えはいかがでしょうか伺います。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 社会教育施設の受動喫煙防止対策に関する現状につきましては、図書館は全て禁煙となっており、それ以外の施設に関しましては全て建物内は禁煙となっておりますが、屋外での喫煙は可能となっております。喫煙可能な施設の灰皿の設置場所につきましては、玄関口近くに設置されている場所がほとんどでありまして、これは防火管理上目が届きやすい場所といった目的もございしますが、今後少しでも周辺の方が煙を吸うことを防止できるよう、雨天、冬季対策も含めまして喫煙場所を検討してまいります。なお、交流センターみらいにおきましても同様の協議を行ってまいりますが、本施設の利用に関しましてはビアパーティーを含め、飲食会場や公共交通の待ち合いの場としても利用されており、この点につきましては慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 施設の出入口は、受動喫煙防止の観点から喫煙場所の検討をしていただけるということでもありますので、出入口でたばこの煙を吸わされなくてもいい環境になるというふうに思います。そこで、喫煙場所を設けても、防火管理上でいえば灰皿を置かない周知をして、個人の携帯灰皿を使っただけということでの解消できるのではないかと思いますので、また参考に取り組んでいただければと思います。

最後になりますけれども、市長もこの受動喫煙防止対策の分煙については前向きであるというふうに考えていると私は伺っております。そこで、市長、

お隣の芦別市、新しい市長さんのもとでこの7月1日から庁舎内全面禁煙として分煙されるようです。さらに、市内公共施設の外に置いてある灰皿も撤去するというふうに私は伺っております。そこで、たばこを吸う人も吸わない人もお互いの権利が尊重されるように、憲法の条文に公共の福祉がうたわれております。そういった観点から、速やかな分煙の環境整備に受動喫煙防止対策としてぜひできた段階ですぐ市長のほうから取り組んでいただくように推進していただきたいというふうに私は思いますけれども、市長、この点どのような見解をお持ちでしょうか伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） ただいま議員からもお話がございましたように、とにかく受動喫煙防止対策に関する法律の制定も間もなくでき上がるというふうに聞いております。赤平市におきましても、庁舎並びに公共施設の禁煙及び分煙、これらには積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ年内にでも、もし環境が整ったらぜひその段階で行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

大綱4、就学援助について伺います。①、新入学児童生徒、学用品の入学前支給を可能にするための対応について伺います。就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象の費用は入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。今般文部科学省は、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正するこ

とにより、就学援助要保護児童のランドセル等の購入などは新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額に、小学校では2万470円から4万600円に、中学校では2万3,500円から4万7,500円にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省はこの改正に合わせ平成30年度からその予算措置補助率2分の1を行うとの通知がなされたところであり、しかしながら、この措置はあくまでも要保護児童生徒に限ったものであり、今回準要保護児童生徒は対象にはなっておりません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本市においてこの文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の改正の変更は基本的には生じないと認識いたします。準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について本市においても判断していくこととなりますが、本市において準要保護世帯の多くはひとり親家庭ということであり、今年度当初で約117人の児童生徒のうち、入学支度金助成事業の実績では小学生で11人、中学生では12人、高校生は8人ということであり、私は、今回の国における改正の趣旨及び本市における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置や要綱等の改正について、今からこういった準備を進めていくことが必要と考えますので、いかがでしょうか、お考えを伺います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 新入学児童生徒学用品費の入学前支給についてお答えいたします。

本市における要保護者を除く就学援助の認定者は、所得要件または児童扶養手当の支給要件により

認定しており、平成29年度の所得要件による認定者が24名、児童扶養手当支給による認定者が95名、合計で119名となっております。児童扶養手当支給による認定者につきましては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の主要事業のうちのひとり親家庭入学支度金等助成事業において、小学校入学前に3万円、中学校入学時に5万円、まごころ商品券での助成を受けており、多くの認定者がこの事業により入学準備を整えていることと思われ、なお、準要保護世帯に対して就学援助費の支給時期を入学前に前倒しして支給する場合、収入の情報が前々年分の収入状況をもとに判断せざるを得ないこと、あるいは対象となる児童生徒が3月中に市外へ転出した場合に支給した就学援助費の返還事務が困難になるなどの課題がありますが、入学前支給を実施している自治体を参考にしながら検討し、支給実施を目指したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） [登壇] まず、この準要保護世帯は限りなく要保護世帯に準ずるわけでありまして、いつときでもまとまったお金を出すということは当事者にとって本当にゆとりのない中で苦しい思いをされてきたわけであり、今後は、事前に受け取れるということであり、本当に助かることと思っております。また、学校教育としていろいろな課題があったにしてもその中で実施している自治体を参考に入学前の支給を実施していただけるということであり、本市においての子育て支援の評価がされたのではないかと、このように思います。ぜひ万全な体制で取り組んでいただきたいとお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序7、1、健康増進計画について、2、高齢者福祉支援について、3、地域性を活かした雪対策について、4、教育行政について、 議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。

それでは、大綱1、健康増進計画についてに入ります。平成29年度市政執行方針の中の第5次総合計画の（1）、健やかで安心して暮らせる社会をつくりましょうの中に、市長は生活習慣病の予防に言及され、さまざまな施策を打ち出しております。当市におきましては、総合計画を上位計画とした平成27年度から平成30年度の間、「みらいに向けて元気でGO!GO!」と題しまして健康増進計画の改訂版を打ち出し、健康づくり推進のための具体的な取り組みを示しています。

そこで、計画の基本目標であります①、健康寿命の延伸について、各分野ごとにお聞きいたします。ア、生活習慣病の予防について、（ア）、がん対策について伺います。当市の高齢化率も40%を大きく上回り、まさに先日夕張市の率が50%を超えた状況と耳にしましたが、それに近いと考えます。そして、高齢化に伴い、がんによる死亡者は増加にあると予測されます。当市は、がんによる死亡率が全国、全道と比較して高くなっているようで、理由としましては高い喫煙率30%、食事の偏り30%、運動不足5%、飲酒3%などの生活習慣病が影響し、この計68%の生活習慣病の改善でがんの発症を予防できると言われております。がん検診の受診率も全国、全道と比較して大きく下回ります。死亡順位の高い胃、肺、大腸の受診率は10%前後と全国の半分以下です。特に男性が低いようです。そこで、計画の折り返し年に入り、理由の60%を占める喫煙、食事に対する点で経過と改善点、方策が計画に出されているとおりに進行されているのかお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

当市の6月1日現在の65歳以上の人口は、4,815人で高齢化率は45.4%となっています。がんは、超高齢化社会において今後も増加していくことが予想

されています。平成18年から平成27年の10年間の死因データを見ると、男女合わせた全悪性新生物による当市の死亡者数は全国平均の1.25倍、その中でも男性は胆のうがんで2.15倍、膵臓がんで1.67倍、肺がんでは1.27倍であり、女性では膵臓がんで1.69倍、肺がんで1.68倍、肝臓がんで1.57倍となっております。がんによる早世を減少させるためには、まず検診で見つけられるがんは検診により早期発見、早期治療に結びつけることが大切であります。そのためには、より多くの方にがん検診を受けていただく必要があります、その方策としまして検診時の自己負担額を前年の半額の1検診500円としたほか、広報による検診実施の周知のほか、健康教室や各種イベントでのPR、電話やはがきによる個別勧奨を行っているところです。近年は、各企業でもがん検診を取り入れているところもふえており、また市の検診も日曜日開催や一度に全ての検診が受けられる機会をふやし、検診を受けやすい体制を整えています。今後も受けやすい体制づくりに努めるとともに、一定の年齢に達したら定期的に検診を受ける意識づけを進めてまいります。

また、当市において有意的に多い膵臓がん、肺がんについては、2016年に厚生労働省がまとめたたばこ白書において喫煙、受動喫煙との関連が科学的証拠は因果関係に推定するのに十分であるとされております。当市の子育て世代のアンケートを見ると、子育て世代の男性の喫煙率は70%前後、女性においても20%を超えており、市全体の喫煙率も高いことが予想されます。喫煙率は、これらのがんだけではなく、当市の健康課題である壮年期の虚血性心疾患や脳血管疾患などの重大な循環器疾患を招くため、平均寿命及び健康寿命延伸のためには個々人の禁煙対策はもちろんのこと、市全体としてたばこの煙がない環境を整備し、喫煙者の健康はもちろんのこと、非喫煙者の受動喫煙による健康被害を防止していく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、当市におきましては食事における塩分摂取

量が多い傾向や、脂質の多い食べ物を好む傾向にあり、各種がんや生活習慣病の高血圧や心筋梗塞、脳卒中などを発症しやすくなりますことから、正しい食生活を身につけていただくため、引き続き検診時や各地区で開催する健康教育、さらには赤平市食生活改善推進協議会の方々の協力を得て、健康展開催時や地区伝達講習会を通じ減塩で栄養バランスのとれた食事をとることの大切さを引き続き啓発してまいります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕非常に詳しく答弁いただきましたけれども、現在行っていることの検証を踏まえて、この増進計画は平成30年までですので、この1年しっかりと対応して進めていただきたいというふうに思いますけれども、先日先ほど五十嵐議員も言われていましたが、庁舎内でも禁煙デーに合わせた行動がなされていたようです。関係のある方々にとっては逆に大変きつい週間だったのかなというふうにお察ししますが、答弁にありましたように健康被害を防止していく取り組みを進めていくという考え方をもう少し詳しくお答えいただきたいというふうに思いますが、市長も市政執行方針の中で喫煙対策、受動喫煙防止策に取り組むと表現していますし、健康増進計画でも喫煙の害の知識の普及、公共施設などでの能動受動喫煙対策、禁煙を支援する環境づくり、未成年の喫煙防止、妊娠期、子育て期の喫煙防止などの多くのことに言及した計画になっているわけです。残り1年ある計画でどのように進めていくのか、先ほどの答弁でも詳しく聞いておりますが、再度確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君）厚生労働省が14日に発表しました2015年の都道府県別年齢調整死亡率の中で、北海道は肺がんによる死亡率で男女とも都道府県別の1位という大変不名誉な結果となりました。道民の喫煙率が高い生活習慣が影響したも

のと見られております。国は、健康増進法の改正を見込んでおり、喫煙対策が今後さらに強化されていく予定であります。北海道の取り組みにつきましては、健康増進法に基づく健康増進計画であるすこやか北海道21の個別計画として、すこやか北海道21たばこ対策推進計画を策定し、喫煙が及ぼす健康への影響について普及、啓発の推進、たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実、未成年者の喫煙防止、公共施設や職場などにおける禁煙、分煙の推進の4つの対策を柱にたばこ対策を推進してきました。これらの計画に基づきまして、当然各市町村におきましてもたばこ対策の推進が求められていますので、少なくとも公共施設における館内全面禁煙を推進していく必要があるものと考えます。

また、当課におきましても妊婦や子育て期の方への禁煙に向けた指導や健康教育開催時に喫煙がもたらす害についての知識の普及、啓発をしていますが、以前に比べ喫煙率が下がってきているようではありますが、依然高い水準にあり、結果として肺がんの死亡率が高い実態となっておりますので、今後も保健師による禁煙への相談、指導をさらに強化し、必要に応じては医師による治療のための禁煙外来への受診にも結びつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕ありがとうございます。健康増進計画がもう一年ありますので、それにしっかり推進をしていただきたいというふうにお願いをし、この質問を終わります。

（イ）、こころの健康、生きがい（自殺者）対策について伺います。まず、生きがい対策については、過去にアンケート調査を行い、16歳から44歳にネガティブな回答が多く、65歳以上にはポジティブな回答と傾向が出ているようです。方向性や課題もはっきりしているようですので、今までの状況と折り返しに向けた取り組みにはどうするのか確認させていただきます。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） まず、生きがい対策につきましても、高齢世代では比較的自由な時間を持つことができることから、多様な趣味を楽しむことや友人と過ごすこともでき、外に出る機会も多く持てるようです。若年層人口の減少により、支援を必要とする高齢者を支える担い手が減少していく中にあります。元気な高齢者が支え手の一躍を担っていただくことも必要になり、自身のやりがいや介護予防にもつながるとも思いますので、エリアサポーターなどとして活動する方々を少しでもふやしていくよう働きかけを続けてまいりたいと思っております。また、若い世代につきましても、多様な交通通信手段を持ち合わせており、それらを活用しながら交流をしているものとは思いますが、中には自宅にひきこもりをして仕事や社会活動にも参加せず、親に生活全面の面倒を見てもらっているような方もいます。親自身も高齢になり、先行きに不安を感じまして相談も寄せられていることもあり、福祉部門と連携し、市が事業を委託している空知生活サポートセンターによる就労支援制度の活用による就職の促進などの取り組みをしている状況にあります。本人の就労に対する意欲がないなどの課題も多くありますが、関係部門と引き続き協力しながら支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁にありましたように、福祉部門との連携、また関係部門との協力というのがやはり大きくなっていくというふうに思いますので、しっかりお願いしたいというふうに思います。

こころの健康、自殺者の状況のほうをお聞きしますけれども、数値については過去のデータから見ても男女ともに高い数値のようでありまして、何らかの精神疾患を発症している可能性も多いと言われております。特に鬱病が多いというふうに言われて、誰もがなり得る病気とされていることから、鬱病に対する理解を深め、支え合い、見守る地域づくりの必要性を計画の中で打ち出しています。ここも前の

質問と同様に今までの状況と折り返しに向けた取り組みをどうするのか、確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 全国の自殺者数は徐々に減少傾向にありますが、いまだに2万7,000の方がみずから命を絶っております。北海道におきましても、平成20年の1,700人をピークに平成28年には1,004人と減少をしてきておりますが、いまだ一月に84人弱、1日2.7の方がみずから命を絶っているという現実があります。当市の平成18年から平成27年までの10年間の死因データを標準化死亡率で見ますと、男女とも自殺者は全国の1.8倍を超えているという数字になっております。自殺は、鬱病などの精神疾患やアルコール依存症などが原因とされ、さらにそれに至るまでに健康問題や金銭問題、家族の問題などさまざまな要因が考えられます。さまざまな問題を抱え、その解決方法に自殺しか思いつかなくなってしまう人に気づき話を聞き、専門機関につなぎ、地域で温かく見守ることが自殺予防の第一歩と考え、当市では平成21年と平成22年に自殺予防に関する講演会を開催し、翌平成23年からは自殺予防ゲートキーパー研修を行い、平成28年度までに147名の方が終了しております。平成28年からは地域包括ケアのかなめとして要請されているエリアサポーターへゲートキーパー研修を行い、今年度からはエリアサポーター要請研修にゲートキーパーの講義を取り入れ、各地域で誰もが孤立することなく見守り、見守られる地域づくりを目指しており、それにより自殺者が少しでも減少していくことを願っているところでもあります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁にありましたエリアサポーターさんの存在が各地区で非常に大きくなっていくのかなというふうを感じることもあります。反面、そのサポーターの皆様方がどこまで踏み込んでいいのかとか、どこま

でやったらいいのかというように大きく負担を感じるというのも問題に出てくるというふうに思います。先ほど数字で人数言われていましたけれども、せっかく多くの方々が協力をしていただいている状況ですから、どのような形が一番適したサポートになるのかというのをしっかり見きわめていただきたいというふうに思いますので、関係課と協力をして進めていただきたいというふうに思います。

(ウ)、身体活動と運動対策について伺います。

これは、喫煙、高血圧に次いで非感染性疾患による死亡の3番目の危険因子と言われ、最近では高齢者の運動機能、認知機能低下などとも関係すると明らかになっているようです。当市においても就労世代、いわゆる20歳から64歳までの方が高齢者世代、65歳以上の方と比較すると運動習慣者が少ないということになっております。そこについての原因や方向性は計画の中でももう既に出されているようですが、身体活動の客観的指標と言われている歩数については具体的な数値までは把握していないということになっております。そこで課題や目標を打ち出しているのか確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 身体活動とは、安静にしているときよりも多くのエネルギー消費を伴う活動のことであり、生活の中で体を動かすことの全てと捉えられており、家事や労働といった日常生活の中での活動のほか、趣味やレジャーを行うことも含んでおります。身体活動、運動の不足は、喫煙、高血圧に次いで非感染性疾患による死亡の3番目の危険因子であるとされております。また、身体活動、運動は生活習慣病の発症予防だけではなく、高齢者の運動機能や認知機能の低下など、介護予防にも関係することも明らかになっており、比較的若い世代から習慣的に身体活動や運動をすることが健康寿命の延伸に重要であると言えます。以前行った調査では、当市の高齢者においては比較的体活動や運動を習慣的に行っている方が多い反

面、若い世代では身体活動や運動習慣を持つ方の割合は全国より少ないことがわかっております。その原因の一つとしまして、自家用車の使用や学童においてもスクールバスの利用など、日常での身体活動、特に歩数の少なさが挙げられております。そのため、生活の中で身体活動を増加させることは難しく、運動をする習慣を身につけることが必要となっております。当市といたしましても各種イベントや健康教育、運動教室などを開催し、運動のDVDの配付などを行うなど家庭でもできる運動の普及、啓発を行っていますが、個人の運動意欲の向上にはなかなか結びつかないというのが現状であります。今後も生涯教育の担当課とも協力し、市民の運動習慣の獲得や運動意欲の向上のため健康教育、運動教室に取り組むとともに、各種イベント、各種健診等においても身体活動や運動の必要性について引き続き広く市民に啓発してまいります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 まさに今答弁にありましたように、いかに個人の運動意欲を向上させるかというところだというふうに感じます。それは、やはり小さな子供時代から体を動かし、スポーツと触れ合う機会の多さということになっていくのではないかなというふうに思いますので、今後も対応をお願いしたいというふうに思います。

大綱1は、健康増進計画に沿って質問をさせていただきましたが、これは先ほども言いましたように平成30年の計画最終年へ向け、着実な実行をお願いしたいというふうに言いまして、この質問を終わります。

続きまして、大綱2、高齢者福祉支援についてに入ります。この質問の根幹は、第6期の赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険計画の内容です。上位計画に総合計画を持ち、高齢者福祉分野の個別計画として今年度が最終年で、今年度全体評価や検証を行って見直し時期の計画へつなげていかれるというふうに認識しております。そういう点で内容を聞かせ

ていただけたらというふうに思います。

①、地域包括支援センターの体制強化について、ア、保健師の増員による体制づくりについてお伺いします。大丈夫な高齢者のまち赤平を目指し、各種目標と施策に分けて展開してきたというふうに思います。支援センターを平成18年に設置し、高齢者が長く地域社会で生活し続けられることを目指して活動されているのは承知しています。そこで、計画の内容で課題と方針を打ち出していますが、計画年度途中の経過と分析をお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 高齢者の支援と総合相談窓口として地域包括支援センターを設置していますが、高齢者の人口規模により保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとされ、当市におきましても各1名を配置し、さらには介護支援専門員等を配置しているところで、体制の強化としましては、本年4月に旧愛真ホームより職員1名を異動させ、さらには欠員となっていた嘱託職員の介護支援専門員も5月から確保し、体制の強化を図ったところでありますが、65歳以上の高齢者人口につきましてはピークは過ぎたとはいえ4,800人以上を抱え、今後も当面4,000人台で推移する見込みの中で高齢者を支える世代の減少と独居及び高齢者のみ世帯が多い当市の現状から、地域包括支援センターが担う高齢者支援の必要性がますます増加していくものと思っております。今後も専門職種を確保した中で体制強化を図っていく必要がますます高くなっていくものと思っております。

また、介護健康推進課におきましては、介護予防を進めていくために健康づくり推進系の保健師とともに事業を進めており、保健師は地区担当制をしいた中で各地域において生活習慣病の予防を通じ、認知症や介護を必要としない元気な高齢者を育む取り組みを進めていますので、健康づくり推進系の保健師を増員し、集中配置した中で連携して事業を進めることがより効率的に事業を進められるものと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今課長のほうからも増員して集中配置ということで答弁ありましたが、先日同じように健康寿命の延伸都市をうたってまちづくりをしている長野県の松本市さんへお邪魔しまして研修させていただきました。現在首長さんが就任当時から健康という言葉でまちづくりをされて、現在もう4期目ながら根本は全く変えず、その健康についてかじ取りをされているようでして、中でも印象深かったのは35自治地区がありながら、全地区に地域づくりセンターという拠点をつくって保健師をそれぞれ2名ずつ配置しているそうです。さらに、庁舎には別に保健師も配置されているというお話でした。まさにこれが地区担当制の地域福祉のあり方かなというふうに感じて帰ってきました。また、866名もの地域の住民の方々からつくる健康づくり推進員という地域の方々も配置されているようでございます。当市も同じようにしてはどうかということでは全くなくて、当市も近い活動や施策をやっているように感じます。掲げたお題に対して市長を先頭に担当課、また関係部署の横の連携がいかにか成功へ目指して動いているのかで成功の確率は変わっていくのだなというふうに視察をさせていただいて感じたところがございますので、当市もそこをしっかりと組めたらいいなというふうに指摘をして、この質問を終わらせていただきます。

②、認知症増加への対策について、ア、施策推進の進捗状況と今後についてお伺いいたします。当市の高齢化が進むことにより認知症高齢者が増加し、一方ではひとり暮らしの方がふえ、発見や対応がなくなるなどの問題もあり、第6期の計画の中でも掲げられております。質問に言ったとおり、施策の推進の進捗状況や計画を立て直すに当たっての今後について確認いたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 高齢化に伴い認知症の高齢者が増加してきています。当課の地域

包括支援センターに寄せられる高齢者の相談の半数近くが認知症による判断力の低下が関連したものとなってきています。医師会等の協力をいただき地域包括支援センターを中心に認知症初期集中支援チームを今年度中に設置し、平成30年4月から活動していくことにしていることから、平岸病院の医師、支援チームに従事するための研修を受けていただく医療技術者等の協力をいただきながら、医療と介護の連携を進めた中で認知症の方々の支援に努めてまいります。また、認知機能低下の早期発見と適切な治療に結びつけることを目的に毎年高齢者の体力測定会の開催時に合わせて認知機能検査の簡易機器を使用した認知力テストを行っています。健常者と認知症の間で、現時点では日常生活には支障のない、いわゆる軽度認知症を疑われる高齢者も多数見受けられていることから、それらの方々にはまる元運動教室や認知機能低下予防プログラムを実施しているまる元遊びにお誘いし、認知症発症の予防に努めております。認知症の予防は、若年層からの規則正しい生活習慣と適切な運動習慣を身につけることが重要でありますので、健康づくり推進系の保健師等による健康教育も引き続き実施し、認知症の予防に努めてまいります。また、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を応援していただく方を養成する講座を受講した認知症サポーターは、当市におきまして現時点で619名の方々がいますが、引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解とできる範囲での支援をお願いし、認知症の方とその家族の支援を進めてまいります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁に出してきました認知症サポーターの方と計画の中に明記されています認知症地域支援推進員という方は違うものになるのでしょうか。もし違うのならば、計画の中ではこの認知症地域支援推進員という方を今年度の設置ということに明記されているのですけれども、この辺確認させていただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 認知症サポーターと認知症地域支援推進員は別なものであります。認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターに配置し、医療と介護の連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に平成30年4月までに実施していくものであります。当課におきましても専任者を配置し、現在研修等を受けているところであります。設置の目的としましては、認知症の方や家族の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携調整を図ることや地域の実情に応じて認知症の方と家族を支援する相談支援や支援体制を構築する活動などを行っていく予定であります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

ちなみに、何名の推進員の方々がいらっしゃいますか。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 専任職員は今のところ包括支援センターには1名配置しておりますが、状況に応じては今後また増員等も含めて検討していくと、そのような予定にしております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

また、計画内の市単位での捜索体制の構築というのもうたわれていますし、先ほど答弁にありました家族への支援というのももう少し具体的にお聞きしたいというふうに思います。もしまだ構築されていないのであれば、それはそれで今後期待をしますけれども、お願いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 徘徊等で行方不明となった高齢者を捜索するネットワークにつきましては、中空知管内では滝川保健所を中心として

中空知徘徊高齢者SOSネットワーク事業が進められており、その中で年々協力団体の加盟もふえ、連携強化が進められていることから、十分に機能している状況にあります。中空知管内は近隣市町と比較的隣接した中で生活圏が構成されていることから、広域による搜索の必要性があり、それにより発見に結びつくという成果が上がっていることから市単位での体制構築よりはより機能するとの判断から広域での体制のみとしている状況にもあります。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 家族への支援の質問についてもお願いします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 家族の支援については、やはり保健師を中心とした相談、さらには医療へ結びつけるためのいろいろな方策等を、例えばうちの保健師が行って実際に医療機関への受診を進めてみたりだとか、そういったような支援制度をやっております。そのほかには、やはり家族の悩みの相談というのが非常に多い状況にございますので、そういったものにつきましても関係機関と協力した中で相談等の支援を行っているところです。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

まず1つ、家族への支援については、やっぱり認知症の患者さんをお持ちになった家族というのは非常に大変だというふうに認識しております。家族へのサポートというのも非常に大きくなっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺も含めて先ほど質問した保健師の増員というのはかかわってくるというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思いますし、計画の中で市単位の搜索体制の構築というふうに着目していただいたので、市単独で何か考えられるのかなと思って聞きましたので、広域的な搜索というのは、これはもちろん大

切なことだというふうに思いますので、ただまずは自治体として市としてどういう体制ができるのかというのもしっかり検討したほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その辺を指摘してこの質問を終わります。

③、ひとり暮らし見守り対策について、ア、ネットワークの再構築と名簿の整備についてお伺いいたします。独居高齢者見守り台帳は、平成20年度に全地区対象に整備されています。その後、内容の更新や連携した体制の強化などはどのようになっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） ネットワークの再構築と名簿の整備についてお答えいたします。

ご質問にありました独居高齢者見守り台帳は、平成27年3月に策定いたしました第6期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づくものでございます。この計画は、議員のご指摘にもございませうように平成29年度が最終年度であることから、今後はアンケート調査等を実施し、その結果をもとに福祉関係団体や医療関係団体などから推薦をいただきました策定委員会で協議を行った後、平成30年度から平成32年度までの3カ年を期間とした第7期の計画を決定する予定でございます。高齢者見守りネットワークの再構築につきましては、現在の第6期の計画では町内会や民生委員、関係機関と連携して見守りの体制の強化を図っていくとしており、昨年発足いたしましたエリアサポーターの協力も得ながら、多くの地区で見守り台帳の整備が進みました。今後策定される第7期の計画でも引き続き地域における日ごろからの見守りに加え、生協や郵便局、コンビニエンスストア、新聞販売所と結んだ協定も生かしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁の中にありました多くの地区で見守り台帳の整備が進

んだということですが、まだ完全に完成していない状況なのか、もしくはもしそうであればどのような感じで進められて、完成を目指すのかというのを確認させていただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 独居高齢者見守り台帳の整備につきましては、高齢夫婦の世帯がひとり世帯になった場合とか、他市町村から転入してきた方がいるなど、対象者の異動が絶えずありますので、完成というのではなく、最新の情報に基づき今後も随時整備を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 常に最新の情報で名簿を整備しておいていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

また、ちょっと質問通告の件名には記載がないのですけれども、この答弁にありました日ごろからの見守りというのをどのようなことで押さえていらっしゃるのか、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 日ごろからの見守りにつきましては、町内会や民生委員、さらにはエリアサポーターなどの皆さんのご協力をいただきながら、例えばしばらく姿を見かけないなどの状況があった場合には市や関係機関、警察署などにご連絡をいただき、その情報をもとに私たちが活動できるような体制を築いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 そのとおりだというふうに思いますけれども、やっぱり寄り添った見守りというのが非常に重要になってくるというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

続きまして、避難行動要支援者名簿の整備はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 避難行動要支援者名簿の整備についてお答えいたします。

この名簿は、災害が発生した場合にみずから避難することが難しい方を把握するものでございまして、現在の計画では要介護状態区分の介護度3から5までの方や、身体障害者手帳の等級が1級、または2級該当者、特定疾患医療を受けている難病患者の方などを対象に名簿を整備することとしており、これに基づき年2回名簿の更新を行ってまいります。平成30年度から始まる第7期の計画においてもこの名簿は必要であると考えていることから、これまでと同様に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま年2回というふうに言われていましたけれども、この年2回の更新というのはいつされているのか。また、今ある名簿は最新な、最新といたしますか、先ほども聞いたとおり更新されていると思いますので、最新な新鮮な情報になっているのかというのは、大丈夫なのか少し確認させてください。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 先ほど社会福祉課長がお答えしましたように、年2回名簿を更新しております。現在の名簿は1月のデータということでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 年2回はいつ更新されるのですか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 半年ごとでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。

います。

半年ごとに最新なデータになるということで確認させていただきましたが、この名簿、ただいま質問しました独居高齢者見守り台帳、それから避難行動要支援者名簿、この似たような名簿が2種類出てきております、高齢者に対するですね。この利用のされ方、もしくはまた連携の中でどのように使われていくのかというのを、これは議長、質問の通告の件名にはありませんが、もし利用状況とか確認させていただけるのであれば、議長の許可をいただいてさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 避難行動要支援者名簿につきましては、災害発生時における避難行動要支援者に対して災害対策基本法に基づき作成するものでございます。避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 続きまして、独居高齢者見守り台帳でございますが、この台帳は日常の見守り対象者を把握するためのものでございます。また、緊急時の連絡先も記載されていることから、万が一この台帳に記載されている方に何かあった場合には家族等へ連絡する場合にも利用することがございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告の件名になり質問でしたけれども、お答えいただきましたが、ただいまその台帳とか名簿の中身とか利用状況について聞きましたが、これ大事なのが連携の中でどうやって使われるかということだと思うのです。町内会さんとか、個人データがやはり記載されていると思いますので、そういうものを今まさにやっぱり町内会さんとの連携の中でその独居の方々の見守りを進めていかなければ、行政だけではなかなか難しい

というふうに思いますので、ただ個人データが入っているからなかなか共有するのが難しいというのが実情でしょうから、その辺をどのように進めていくかというのをしっかり検討していただいて、せっかく整備されたものがあるのですから、こういうのを町内会さんとかに共有して独居の方々、ひとり暮らしの方、もしくは高齢者世帯の方を見守っていくか、その情報を常に更新していくかというのが大事だというふうに思いますので、その辺を指摘させていただいて、この質問を終わります。

続きまして、イ、高齢者住宅の整備についてお伺いいたします。この質問に関しましては、先ほどから出てきています第6期の計画と赤平市住生活基本計画の整合性の中で展開されるというふうに思います。その中で住宅施策の課題として高齢者が住みなれた地域で安心、安全に生活できる住まいと住環境を充実していくことが求められていると言っております。そんな中、本市には養護老人ホームがなく、近隣市町村の施設へ入所している状況です。高齢者向け住宅のニーズは決して低くないというふうに思いますし、計画の中で施策メニューが出されております。昨日も同じような質問があり答弁されておりますけれども、計画に上げ、なかなか進んでいかない状況だというふうに思いますので、今後の考えなどを再確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 高齢者が可能な限り住みなれた地域において自立した生活を営むことができるよう、団塊の世代が全て75歳以上を迎える、いわゆる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築が求められており、その中で高齢者の住まいの確保はその基礎になるものと思っております。養護老人ホームは、身体的、精神的、または経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設で、介護施設の位置づけではないため、入所に当たっては市町村の措置により行われる施設というふうになっております。本市には養護老

人ホームの設置はありませんが、近隣には設置されており、介護度が重くなると特養などに移らなければならぬなどにより、定員割れの施設も多いことから比較的入所はしやすい施設となっております。市内におきましては、有料老人ホームが29床増床され、さらには軽費老人ホーム、いわゆるケアハウスが来年4月の運用開始を予定し、20床の増床がなされることになっており、入所を望む待機者の解消が進んでいくものと期待しております。地域によりましてはシルバーハウジングの増設を望む声がありますが、現状では計画はされておられません。その他民間事業者によるサービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住の建設につきましては、介護事業者の従事者の確保が厳しい状況から建設を予定している事業者はありませんが、社会福祉協議会と協力した中で介護従事者初任者研修を秋に開催し、介護従事者の確保を進めた中で民間事業者に働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ですから、この答弁ですと、きのうのほかの議員さんに対しての答弁と全く一緒になるわけです。私は、進んでいかなない現状をどうやって進めていくのかと。サ高住の入所料金がなくて入れないとか、民間の方が建ててくれないとか、そういう現状は昨日のほかの議員さんの質問の中で答弁を聞いておりますので、現状の状況はわかっておりますので、私はそういう進まない状況を市としてどうやって進めていく方策を持っていくかというところを聞いているわけですので、もう一度お願いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） まず、サ高住につきましては、やはり従事者確保が最大のネックになっておりますので、やはりそこをクリアしなければなかなか整備は進んでいかないものと思っております。また、入所される方にとりましては入所費用が割高であるということが最大のネックになって

おりますので、やはり方策として例えば家賃助成、相当部分の助成制度を創設する、さらには建設に当たる事業者の支援として補助金等のものをつくり上げていくと、そういった方法があるとは思いますが、まず事業者のご意見を聞くとやはり従事者確保というのが最大のネックということですから、やはりその従事者を確保していく中で初任者研修、そういったものを行って、それにある程度人が確保のめどが立った段階でまたその制度的な部分をつくった中で建設促進をお願いしていきたいと、そのように考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 きのうの同僚議員の質問の中でも同じような答弁をいただいておりますので、いわゆる従事者の研修をして進めていただく、それから補助金制度を設けていただく、高齢者の方々はそういう入所の場所がなければ出ていく、そういう意味では人口減少の歯止めに対する計画とか、それから地域に安心して暮らしていただく施策とか、そういうことに対しての準備が急がなければならぬのではないかというふうに感じるところが大きくなってきてございまして、しっかり進めていただきたいなというふうに指摘をして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、大綱3、地域性を活かした雪対策についてに入ります。①、雪室施設の活用についてお伺いいたします。先ほども言いましたとおり、先日長野県へ視察に行きました。その中の一つに野沢温泉村というところを視察したのですが、そこで活用されています雪冷房施設、いわゆる雪室というものがありません。これは、雪国らしい雪氷冷熱エネルギーの活用で、雪解けの冷たい水を循環、熱交換して冷房で利用するものです。また、避難所の快適性の向上、そして雪中貯蔵として鮮度食品保持、低温熟成、それから生産された特産品の付加価値化、または防災施設支援物資の集積場として物資の鮮度を保持するなどにも図れます。また、電力使用量の削減によりCO₂削減効果が見込め、環境にも

優しいシステムというふうとうたわれておりました。当市も冬期間に入れば相当の降雪により積雪があり、その自然の贈り物を有効に利用する発想でこの雪室利用が活用できないものか、公共施設で雪室設置が可能な施設の夏期冷房対応の一つになり、エネルギーの有効活用に結びつかないかお考えをお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 雪室施設の活用についてお答えさせていただきます。

雪や水でございますが、昔から雪室や氷室として冷蔵庫や冷凍庫のかわりに活用されてきております。雪氷熱エネルギーの活用につきましては、平成14年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、この中で新エネルギーとして位置づけられまして、公共施設や農業施設などに導入が拡大いたしまして、近年においては技術の進歩により利用の幅が広がってきているものと考えてございます。まさに積雪寒冷地でございます当市にとりましては、雪イコール厄介物という考え方から、雪イコールエネルギーというプラスの価値への転換は大変大きいものでございまして、同様にコストをかけて除排雪していたものを有効利用するということが環境に優しいシステムであると認識しているところでございます。しかしながら、雪氷熱を利用するためには雪氷を保存するための施設が必要でございまして、初期投資額、イニシャルコストにつきましては億単位というふうにも言われてございます。今後の公共施設等での活用につきましては、雪氷熱だけではなく、他の新エネルギーも視野に入れまして、これらの施設を建設した場合において経済的に見合うかどうかというような検討も短期的ではなく将来を見据えた課題と認識してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 そうなのです。私も別に箱物に費用をかけると言っているわけでもなく、費用はかけられないという同じ認識のもとで

質問をしております。そこで、私直接先日環境省のほうに電話で聞き込みをしました。情報によれば、残念ながら当時あったその基金の補助というか、事業は平成26年度で終了しているようでございまして、箱物に対する補助金は現在はもうないということをおっしゃっていただきました。しかしながら、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業という名前のもとで、雪エネルギーの変換機材や機械に対する導入への補助はあるということで環境省の職員さんが言っておりました。答弁を聞いた上で、今その環境省の補助金があるよと、事業があるよというのを踏まえて、調査などをして検討をしていただけるものかどうか、再度お考えをお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） ただいま再質問ございました調査と検討についてでございますが、今後施設を建設する際にはランニングコスト等の試算が非常に重要でございますので、将来的負担を軽減するためにもこれらのことも十分検討していかなければならないというふうに考えてございますが、設置に係るイニシャルコストの問題、費用対効果の問題も含めまして、先進地の事例と照らし合わせながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 先ほど言いましたとおり、電力使用量の削減によってCO₂の削減効果があると、または雪中貯蔵などの面からも雪国、降雪地に適しているというふうに感じておりますし、最初当初の投資金額、費用はかかりますけれども、ただでもらえる有効な雪をいかに今後当市として使っていくかというのは非常に大きな資源になっていくのかなというふうに感じたものですから、今回質問させていただきました。検討、調査をしていただけるということですので、お願いをしてこの質問を終わります。

続きまして、大綱4、教育行政についてに入ります。このたびのこの大綱での質問に関しましては、

昨年の6月定例会において私自身質問をさせていただいた項目の振り返りのものというふうになります。①、小中学校における非常勤講師の配置について、ア、現状の対応と検討経過及び今後についてお伺いいたします。昨年の質問の時点で両中学校で免許外担任が存在することの確認はとれております。ことしは、その状況はどうなっているのか。また、昨年は人材確保の面から市単独費用での非常勤講師の配置は困難で、統合後配慮の必要性で検討したいというふうに言われておりました。現在まだ統合前ではございますが、配慮の必要性では検討がなされているのか、担当者はかわったようではございますが、再度確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 小中学校における非常勤講師の配置についてお答えいたします。

免許外担任につきましては、人事異動による教員配置に応じて毎年度当初にやむを得ない措置として各学校より申請を行い、道教委の許可を受けているところです。今年度の各中学校免許外担任の状況は、赤平中学校が家庭、美術、技術の3名、中央中学校が家庭、技術の2名で合計5名となっております。数年前から道教委では高校入試選抜に直接関連する国語、数学、社会、理科、英語の主要5教科の免許外申請につきましては原則許可されておられません。よって、北海道及び赤平市の学力向上対策に直接影響が及ぶことのないよう、教員配置においてある程度配慮されております。なお、学校規模が同じような他市においても本市と同様の教員配置がなされており、主要5教科以外の教科の免許がそろった教員配置がなされるということは困難な状況にあります。

また、議員が昨年質問されていた北海道教育委員会の退職教員等外部人材活用事業につきましては、両中学校に対し周知しているところではあります。学校判断としては各学校における人事異動による教員配置に応じて教員の勤務時間数のバランスを

考慮しながら、免許外申請により事業を行うことを選択しているのが現状であります。なお、市内における退職教員等の人材確保の面では、市内在住退職教員の数が少ない状況であり、現時点では市単独費用による非常勤講師の配置は困難と思われま。したがって、その年度の教員人事の異動状況により配置された教員の保有免許、授業時数、公務文書など、学校現場が勘案して市教委と協議をいたしますので、その上で非常勤講師の配置が必要と判断された場合には検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま聞いたところによりますと、免許外担任の人数は昨年より1プラスですか、中央中学校で1人多くなっているようですので、1プラスというふうになっているようです。同規模他市校と比較したとしても、学力差や自治体事情もそれぞれ違うというふうに思います。何よりも教育行政執行方針の中で教育長も学校力、教師力の強化をうたっているというふうに思いますし、学力向上とは児童生徒側の対策だけではなく、やっぱり学校、教師側にも必要なことではないかなというふうに思います。免許外を指導するということは、それだけほかへ目が向かなくなるということになると思いますし、児童生徒へ気がつかなくなったりというふうなこともあるのではないかと私は感じます。ぜひ教育委員会の中でも検討していただきたいというふうに指摘をして、この質問を終わります。

ただいま中学校のほうでお聞きしましたがけれども、昨年も小学校のほうも支援員という表現で質問させていただきました。その小学校のほうで支援員の現在はどのようになっているのか、また検討がなされたのか確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 支援員の増員についてお答えいたします。

学校に対する人的な支援施策としまして、現在茂尻小学校及び豊里小学校に各1名、赤間小学校に短時間勤務2名の支援員を配置しております。支援員は、授業を含めた学校の教育活動の補助的な役割を果たしており、子供たちの理解力の向上等に効果をもたらしていると考えております。なお、小学校における支援員の増員につきましては、現在学校現場からの要請は来ておりませんが、今後通常学級に在籍する支援の必要な児童数の増加があった場合や、複式学級の発生等の事情が生じたときには支援員の役割や必要な配置人数等について教育委員会が設置している企画室及び校長会にも諮り、さらなる検討を重ね、予算確保を含め市関係部署等に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 支援員の小学校のほうでは、人数の変更のほうがないのかなというふうに今の答弁を聞いて思いました。ただ、執行方針の中でも小中学校教育では学力向上、教育行政の中でもまずは学力向上対策打ち出されております。義務教育の機会均等、水準の維持向上の観点でしっかりとした環境を整えるのも大切なことではないかなというふうに感じるところもあります。また、平成30年度からは道徳教育、そしていじめ対策、体罰、不登校、特別支援教育など、あらゆる教育環境の問題が出てきます。そういう教育環境の根幹には、やはり手薄な教職員体制では対応していけなくなるのではないかなというふうに感じます。先日も小学校の運動会を見学させていただいたら、先生1人が優しく一生懸命1人のお子さんに手を携えて頑張っている姿を見ました。そこで先生が1人、一生懸命時間を割くわけでございます。そうすると、その先生の分のほかの部分というのは誰が補うのかというと、ほかの先生が補うわけです。そうすると、やはりどんどん、どんどん足りない部分を補いながらの対応になるというふうになると思いますので、どうか現場を見ていただいて先生方の苦労を見て、補充

が必要であればお金はかかっても市費で対応するというような対応を考えていただきたいというのを指摘して、この質問を終わらせていただきます。

次に、②、教育現場における専門家派遣の活用についてお伺いします。ア、スポーツ分野での活用についてお伺いいたします。昨年度は、ここはアスリート派遣という表現で質問させていただきましたが、昨年調査研究をしたいという考えだということに答弁をいただいております。1年経過し、どのようになっているかお伺いしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 教育現場における専門家派遣の活用についてお答えいたします。

スポーツ分野での活用につきましては、部活動指導のアスリート派遣に限らず検討してまいりましたが、教育委員会では学校現場からの要請に基づき社会教育課所属の社会教育主事が昨年度より小学校の授業においてスキー学習の講師または補助員を、中学校の部活動においては中体連前の陸上部の外部コーチを行っており、今年度より小学校の授業において走り方教室の講師または補助員を行い、指導の効果を上げておりますことから、引き続き学校現場の要請に対し可能な限り派遣してまいりたいと考えております。さらに、本市においては、中学校の部活動において種目によっては長年外部コーチのお手伝いをいただき、指導の効果を上げている実績があることも申し添えたいと存じます。また、今年度の人事異動による教員配置において茂尻小学校に体育専科の教員が配置され、各学級担任の教員とともに体育の授業においてより専門性を高めた教育を行い、指導の効果を上げております。現在各小学校が体力向上に取り組んでいる状況であることから、茂尻小学校において行っている指導案を市内の他の小学校でも活用できるよう配付することにより、波及効果を高めてまいりたいと考えております。また、本市の中学校においてはプロスポーツ界で活躍された経験を持つ教員も在籍しておりますことから、子供た

ちが刺激を受け、技術の向上及び将来の目標や夢を育むという教育的効果を期待しているところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたとおり、昨年から1年たって非常に各学校へのスポーツ関係に対する配慮がされてきていたのだなというふうに確認をしましたけれども、残念ながら多分対応している社会教育主事の方は1人というふうに思います。また、体育専科の教員も市内にある小学校の1校に対して1人というふうに思います。ただいま言われたとおり、その指導案を配付できたとしても、専科ティーチャー、専科教員が行うのではないというふうに思いますので、その専科教員が行うのとはまたわけが違うというふうに思います。そうすると、市内全校に対応できているというふうには思えませんが、その点いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

まず、社会教育主事の派遣につきましては、各小中学校の教育活動の中で必要性があった場合に学校長を通して指導の場が設けられるもので、全ての学校が社会教育主事の派遣を求めなくてはならないというものではございません。

次に、体育専科の教員につきましては、発令された1校の小学校に勤務する正規職員であり、他校の指導を行う巡回指導教員などとは制度的に異なる教員であり、勤務校の小学校の各学年の担任教員とともに体育の授業のみを指導いたします。したがって、この体育専科の教員が他の小学校で直接授業の指導をすることはなく、勤務校での体育の授業で作成した指導案を自主的に他校の教員にも情報提供し、参考にしてもらいたいという教員間の研修活動の一環ということですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます

います。

ただいま答弁いただいた社会教育主事の派遣についてもそうですし、体育専科の教員についても決して各学校が必ず求めなくてはならないとか、この体育専科の教員が巡回指導教員だという認識ではないです、私も。市教委として体力向上とか掲げている以上、小学校分野、中学校分野でもしも各校が希望があったときにその対応できる体制は整っているのかという観点から質問させていただきましたので、私も決してそういう必ず派遣を求めなくてはならないものとか、巡回指導員だという認識でいるわけではございませんので、その辺も踏まえて今後対応していただきたいというふうに思います。

イです。文化、芸術分野での活用についてお伺いいたします。今まさに市民の中でも話題になっております炭鉱遺産分野、本市には学芸員がおります。子供たちに歴史なども含め語りで学ぶ。今は多少影を潜めておりますけれども、市の重要文化財であります住吉獅子舞、これを語り部さんに話してもらおう。そのように各分野においても副読本を活用しながらの専門者を小学校、中学校で活用していくという文化、芸術分野での活用についてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 文化、芸術分野での活用についてお答えいたします。

教育委員会では、学校現場からの要請に基づき、社会教育課所属の学芸員が平成27年度より中学校の授業において立坑見学のガイドサポート、昨年度より小学校の授業において炭鉱歴史資料館のガイドサポートを、中学校において総合的な学習時間の授業の部分的な講師を行っており、今年度より小学校の授業において赤平の歴史についての出前講座を行っておりますことから、引き続き学校現場の要請に対し可能な限り派遣してまいりたいと考えております。

また、副読本にも紹介されております赤平市指定文化財であります住吉獅子舞につきましては、社会

教育課所属の学芸員が授業において講師を行う機会がありましたら、かつての継承者の方にも同行していただき、お言葉を添えていただくことは可能かと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今大綱4で質問させていただいた分野は、全てに関しまして答弁の中では要請があれば対応する準備はできていますというような答弁に捉えさせていただきました。私は、スポーツ分野も文化、芸術分野も委員会側が当市の教育をどう考えるのかということではないかというふうに思います。裏を返せば、要請がなければしませんというスタンスにとられかねないというふうに思います。委員会としてそういう点、どうお考えになるか再度お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

当市の社会教育主事及び学芸員は、平成27年度より配置したところでありますが、社会教育の分野のみならず、学校教育における地域の教育資源の活用のために専門職員である2人を学校の教育活動の計画に取り入れてもらうべく校長会の席上で紹介するとともに、学校回りをして活用してもらうことになった次第であり、要請がなければ派遣をしないということではなく、学校の教育活動に資するために推奨したということですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 指定文化財の住吉獅子舞さんも過去に質問したことがありますけれども、地区で保存している住吉地区の方々が保存継承でいいというようなスタンスだということで現在の保存方法になっているというのはお聞きしておりますが、その指定文化財である住吉獅子舞が副読本にどのように載っているか、ページを探してもなかなか見つからないのです。写真がどのように載っているか、なかなかないのです。では、この指定文化財

の獅子舞を子供たちがどうやって知るのか。これは、先ほど言いましたように今話題になっている炭鉱遺産もこれから文化財の指定になったときに、指定にはなったけれども、子供たちにはどうやって教えていくのかというのは非常に大きな問題だと思います。文化財の指定をしてから、子供たちにどうやってそういうものがあったのだというのを教えていかなければいけないのです。そういう意味も含めて、せっかくこういう社会教育主事、それから学芸員を置いているわけですから、非常に有効的に小学校、中学校のそういうスポーツ分野、それから文化、芸術分野で生かしていただきたいというふうに非常に感じるところであります。それから、副読本もしっかり中身を確認していただいた上で赤平の状況が子供たちに教えていけるような、そのような内容にさせていただけたらありがたいというふうに思いますし、住吉獅子舞という獅子舞が文化財であるのだ、炭鉱で成長した赤平はこういうものだということをしっかりと今後の子供たちに教えていけるような環境を委員会としてつくっていただきたいというふうに思います。当市の教育をどうしていくかというのが委員会の行動スタンスにより変わるというふうに私は思っておりますので、どうかその点をお願いして質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（北市勲君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第210号赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、日程第5 議案第211号赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正について、日程第6 議案第212号赤平市財政調整基金条例等の一部改正について、日程第7 議案第213号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第8 議案第214号赤平市国

民健康保険条例の一部改正について、日程第9 議案第219号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、日程第10 議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算、日程第11 議案第222号平成29年度赤平市霊園特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、伊藤委員長。

○行政常任委員長（伊藤新一君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成29年6月13日に行政常任委員会に付託されました議案第210号赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第211号赤平市情報公開条例及び赤平市個人情報保護条例の一部改正について、議案第212号赤平市財政調整基金条例等の一部改正について、議案第213号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第214号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第219号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算、議案第222号平成29年度赤平市霊園特別会計補正予算、以上8案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年6月14日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、議案第210号、第211号、第212号、第213号、第214号、第219号、第222号については、全会一致をもって原案可決と決定した次第であり、議案第220号については賛成多数をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

若山議員。

○5番（若山武信君） ただいま議題となっております議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算について、修正動議を提出いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午前11時54分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） ただいま議案第220号に対して、若山議員外3人から修正の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、動議は成立しております。

よって、これを原案とあわせて議題といたします。

提出者に提案説明を求めます。若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第115条の3及び赤平市議会会議規則第17条により、修正案の提出をいたします。

これより、提案の趣旨をご説明いたします。初めに、修正内容について説明いたします。お手元の資料をご参照いただきたいと思います。第1条第1項中、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ1億5,616万8,000円追加するところを、28万4,000円減額し、1億5,588万4,000円として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,678万2,000円といたします。

第1表、歳入歳出予算補正は、1、歳入、18款1項繰越金の補正額を28万4,000円、記載のとおり減額します。

2、歳出、10款5項社会教育費の補正額を28万4,000円、記載のとおり減額いたします。

事項別明細書につきましては、26ページの1目12節役務費、手数料の28万4,000円をゼロ円に減額い

たします。

次に、減額修正案の提案理由を説明いたします。ただいま減額修正提案したものは、炭鉱遺産公園ガイダンス施設にかかわる建築確認申請手数料及び給水工事手数料でございます。これは、ガイダンス施設実施設計の時点で既に計上されてしかるべきだと思います。あらかじめ建設に当たって必要なものが精査されておらず、今回計上されていることから、この計画がいかにか拙速に進められてきたのかがうかがい知られるところでございます。ガイダンス施設建設は、既に議決を経ているからといって、さらなる補正が全て認められるものでもありません。必要なものは計画段階でしっかり確認し、予算提案されるべきであって、一旦議決された後に次から次へと追加補正をされてしまうことになると建設そのものに異を唱えることも否定できないことでもあります。このことを危惧し、修正動議提案の理由といたします。

本来、事業において設計から完成を経て運用開始までが建設費用かと思われまます。各事業においても市民への説明責任を果たし、市民の不安や不満を少しでも解消することが肝要でございます。このこともつけ加え、提案理由の説明を終わります。

以上、私は議案第220号平成29年度赤平市一般会計補正予算（第1号）への修正動議の理由を述べさせていただきましたが、議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案、修正案について一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第220号について採決をいたしますが、あらかじめ申し上げます。採決は、若山議員外3人から提出された修正案、次に原案の順に起立により採決いたします。

最初に、議案第220号に対する若山議員外3人から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立により表決の結果、賛成、反対が同数であります。

よって、地方自治法第116条の第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は否決と採決いたします。

よって、本案は否決することに決定いたしました。

次に、原案について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立による表決の結果、賛成、反対が同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と採決いたします。

よって、本案は可決することに決定いたしました。

次に、議案第210号、第211号、第212号、第213号、第214号、第219号、第222号について、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第210号、第211号、第212号、第213号、第214号、第219号、第222号について、一括採決をいたします。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(北市勲君) 日程第12 意見書案第45号地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第13 意見書案第46号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、日程第14 意見書案第47号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書、日程第15 意見書案第48号学校給食の拡充・無料化を求める意見書、日程第16 意見書案第49号 組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] 意見書案第47号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案に対して反対討論を行います。

本意見書案は、昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるIR法の附帯決議を根拠にギャンブル依存症対策強化を求めるものとなっております。このIR法は、刑法で禁じてきた民間賭博を合法化するものであり、カジノを解禁するものです。そして、この意見書案は公営ギャンブルによる依存症の実態をつかんでいないとしながら、このカジノを解禁する法律を根拠に対策の強化を求めている、実に大きな矛盾をはらんでいると言えます。民間賭博を合法化し、カジノを解禁すればギャンブル依存症がふえることは火を見るより明らかです。つまりIR法を撤回することが何より依存症をふやさないことにつながり、その上で公営ギャンブルによる依存症対策をすることが必要だということです。IR法の附帯決議に基づかず、既存の公営ギャンブルによるギャンブル依存症対策を求めるのであれば賛成できるところですが、この意見書案には以上の理由から賛成できません。

カジノ解禁法の撤回を強く求め、反対討論いたします。

○議長(北市勲君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、討論のあった意見書案第47号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第48号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第45号、第46号、第49号については一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって、平成29年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 0時09分 閉会)

○議長(北市勲君) 日程第17 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第18 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)